

この一覧表は、令和7年12月時点で利用可能な行政サービスと問い合わせ先を掲載しています。

市町村名 青森市

青森県パートナーシップ宣誓書受領証の提示等で利用できる市町村の行政サービス

No.	行政サービス等の内容	関連するURL	受領証の提示 (該当するものに○)		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	市営住宅の入居申込	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/sumai/100219	○		住宅政策課	017-734-5572	パートナーシップ宣誓書受領証を提示することで、2人以上の世帯向けの市営住宅に入居申込みをすることができる。
2	一般墓地の使用権者の変更(名義変更)	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/saijou/100216	○		生活安心課	017-734-5277	パートナーシップ宣誓書受領証を提示することで、一般墓地の使用権者を変更(名義変更)することができる。
3	犯罪被害者等支援の手続	https://www.city.aomori.aomori.jp/anzen_kinkyu/bouhan/1009027.html	○		生活安心課	017-734-5258	パートナーシップ宣誓書受領証を提示することで、遺族見舞金の支給、心理相談料助成金の交付、転居費助成金の交付を受けることができる。
4	災害弔慰金	https://www.city.aomori.aomori.jp/area/reiki/reiki_honbun/r180R		○	危機管理課	017-734-5059	一定規模の自然災害によりパートナーが亡くなった場合、災害弔慰金を支給するもの。
5	税証明書の交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/zeikin/1001770/index.html		○	市民課	017-734-5239	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、「なりすまし防止」のため本人確認書類の提示等が必要。なお、交付対象者は本人か、本人と同一世帯の親族となり、それ以外の方は交付対象者からの委任状が必要。
					納税支援課	017-734-5209	
					市民税課	017-734-5193	
6	市民税・県民税の申告	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/zeikin/1001605/1001624/1001625.html		○	市民税課	017-734-5193	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、受領証の提示がなくても可能。 ※委任状等の提出や代理人の本人確認書類の提示が必要。
7	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/zeikin/1001733/1001735.html		○	市民税課	017-734-5191	パートナーシップ宣誓制度の有無に関わらず、「障がい者と生計を一にする」ことを確認するために、福祉事務所が発行する「同一生計証明書」の提出が必要。
8	住民票の写しの交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/koseki/1001564/1001565.html		○	市民課	017-734-5239	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、「なりすまし防止」のため本人確認書類の提示等が必要。なお、交付対象者は本人か、本人と同一世帯の方となり、それ以外の方は交付対象者からの委任状が必要。
9	戸籍証明書等の交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/koseki/1001564/1001565.html		○	市民課	017-734-5239	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、「なりすまし防止」のため本人確認書類の提示等が必要。なお、交付対象者は本人か、本人と直系親族の方となり、それ以外の方は交付対象者からの委任状が必要。

No.	行政サービス等の内容	関連するURL	受領証の提示 (該当するものに○)		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
10	印鑑登録・印鑑登録証明書の交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/koseki/1001593.html		○	市民課	017-734-5241	①印鑑登録 青森市に住民登録している満15歳以上のかたで、意思能力のあるかたは、パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず登録できるが、やむを得ず代理人による申請の場合は、代理人選任届が必要になるとともに、印鑑登録完了までの期間についても、本人による顔写真付本人確認書類による申請が即日完了するのに対し、1週間程度かかるもの。 ②印鑑登録証明書の交付 パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、あおり市民カードを提示した方。
11	埋葬の手続	https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/saijou/100216		○	生活安心課	017-734-5277	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、事前に「親族外埋葬使用届」の届出が必要。
12	要介護・要支援認定の申請	https://www.city.aomori.aomori.jp/hukushi_kenkou/kaigohoken/1		○	介護保険課	017-734-2308	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、代理申請の場合は本人の身元確認書類及び代理人の本人確認が必要。
13	高齢者福祉サービスの申請	https://www.city.aomori.aomori.jp/hukushi_kenkou/hukushi/1002786/1002787/index.html		○	高齢者支援課	017-734-5326	高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」の手続きは、代理人の手続きは不可。それ以外のサービスの手続きは、代理人可(委任状や代理人の本人確認書類の提出は不要)
14	放課後児童会の利用申込	https://www.city.aomori.aomori.jp/kodomo_kyoiku/shougakkou_c_huugakkou_daigaku/1003962/1003963.html		○	子育て支援課	017-734-5348	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、同一世帯と確認できれば申込み可能。
15	り災証明書(火災)の交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/1002727/1008455/oshir		○	消防本部予防課	017-775-0853	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、委任状の提出があった場合、り災証明書を交付することができる。
16	罹災証明書(火災以外)の交付	https://www.city.aomori.aomori.jp/anzen_kinkyu/bousai_shoubou/1002638.html		○	資産税課	017-734-5200	パートナーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、「なりすまし防止」のため本人確認書類の提示等が必要。なお、交付対象者は本人か、本人と同一世帯の親族となり、それ以外の方は交付対象者からの委任状が必要。